平成２３年（フ）第５８６号
熊本市上代８丁目２番２―304号、前住所熊本市花園３丁目14番23号
債務者　岡崎　裕威
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３６７号
宮崎市高岡町五町115番地１
債務者　中村まきの
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月14日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４９号
山形県新庄市大字角沢508番地の１号
債務者　小野登喜栄
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　山形地方裁判所新庄支部

平成２３年（フ）第２４０号
長野市松岡２丁目３番75―201号　ウイングナカムラ
債務者　坂原　久雄
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４４号
長野市大字柳原2065番地５　雇用促進住宅２号107、前住所長野県千曲市大字森1172番地の４
債務者　北澤　浩志
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７８３号
兵庫県尼崎市立花町１丁目28番４号　グレストハイツ608号
債務者　下川美紗子（旧姓加島）
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８３８号
兵庫県尼崎市浜田町１丁目23番地の10
債務者　岩崎　　歩
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第８４０号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目15番20―302号
債務者　大東　千代
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１２６号
広島県竹原市本町２丁目３番11号
債務者　砂田　則子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月15日まで　広島地方裁判所呉支部

平成２３年（フ）第１３９号
宮城県大崎市古川江合本町３丁目３番20号　江合若草荘Ａ棟201号
債務者　荒井　利明
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
宮城県大崎市古川江合本町３丁目３番20号　江合若草荘Ａ棟201号
債務者　三浦　江里
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
福島県相馬市柏崎字中台122番地
債務者　高玉　初枝
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第４７号
福島県相馬市柚木字石橋246　相馬市柚木応急仮設住宅18棟６号、住民票上の住所福島県相馬市磯部字大浜158番地の４
債務者　寺島　陽一
1　決定年月日時　平成23年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第８４号
岐阜県加茂郡川辺町石神784番地１
債務者　白村久美子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２３年（フ）第６９号
岐阜県下呂市森694番地２
債務者　小池　久子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２３年（フ）第２３５８号
名古屋市中川区吉津３丁目1603番地　松下北荘Ｔ－９棟201号
債務者　泰地　裕子（旧姓渋谷）
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２４４９号
名古屋市中村区松原町２丁目36番地　Ｐ＆Ｐハイム101号
債務者　丸山　鈴代
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月16日まで　名古屋地方裁判所民事第２部